

平成30年9月
平成30年第4回栃木市議会定例会
議案説明書

栃 木 市

番 号 件 名

報告第14号	平成29年度栃木市継続費精算報告書	
報告第15号	平成29年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	
報告第16号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	
報告第17号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	
報告第18号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	
報告第19号	栃木市土地開発公社の平成30事業年度変更事業計画書の提出について	
報告第20号	栃木市土地開発公社の平成29事業年度事業報告書の提出について	
報告第21号	一般財団法人栃木市農業公社の平成29年度事業状況報告書の提出について	
報告第22号	株式会社観光農園いわふねの平成29年度経営状況説明書の提出について	
議案第81号	平成30年度栃木市一般会計補正予算（第2号）	
議案第82号	平成30年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
議案第83号	平成30年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第1号）	
議案第84号	平成30年度栃木市下水道事業会計補正予算（第1号）	
議案第85号	栃木市旧寺尾南小学校利用事業者審査委員会条例の制定について	1
議案第86号	栃木市子ども未来基金条例の制定について	2
議案第87号	栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第88号	栃木市認定西方なかよしこども園条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第89号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	17

議案第 90 号	栃木市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案第 91 号	栃木市災害見舞金支給の特例に関する条例を廃止する条例の制定について	24
議案第 92 号	工事請負契約の締結について	25
議案第 93 号	工事請負契約の締結について	32
議案第 94 号	工事請負契約の締結について	38
議案第 95 号	財産の取得について	44
議案第 96 号	財産の処分について	46
議案第 97 号	財産の処分について	49
議案第 98 号	平成 29 年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について	52
議案第 99 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	54
議案第 100 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	57
議案第 101 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	59
議案第 102 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	61
議案第 103 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	63
議案第 104 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	65
認定第 2 号	平成 29 年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 3 号	平成 29 年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 4 号	平成 29 年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 5 号	平成 29 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定） 歳入歳出決算の認定について	

認定第 6号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）

歳入歳出決算の認定について

認定第 7号 平成29年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8号 平成29年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 9号 平成29年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計

歳入歳出決算の認定について

認定第10号 平成29年度栃木市水道事業会計決算の認定について

(総合政策課)

議案第85号

栃木市旧寺尾南小学校利用事業者審査委員会条例の制定について

提案理由

旧寺尾南小学校利用事業者の選定に当たり、公平かつ公正な審査を行う附属機関として、栃木市旧寺尾南小学校利用事業者審査委員会を設置するため、栃木市旧寺尾南小学校利用事業者審査委員会条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

(子育て支援課)

議案第 8 6 号

栃木市子ども未来基金条例の制定について

提案理由

本市の未来を担う子どもたちの健全な成長に資する事業の財源に充てることを目的とした基金を設置するため、栃木市子ども未来基金条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第 8 5 号と同じ。

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 代替保育の提供に関する連携施設の確保に係る基準を改めること。
(第 6 条関係)
- 2 家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業における食事の提供について、保育所等から調理業務を受託しており、調理業務を適切に行うことができる事業者からの食事の外部搬入を可能とする規定を加えること。(第 1 6 条関係)
- 3 家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用を猶予する期間を延長すること。(附則関係)

[参照条文]

議案第 8 5 号と同じ。

議案第87号（保育課）

栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

現	行
（家庭的保育事業者等の一般原則）	
第5条 略	
2～4 略	
5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、 <u>次条第2号</u> 、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。	
6 略	
（保育所等との連携）	
第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。	
(1) 略	
(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。	
(3) 略	

改 正 案

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第5条 略

2～4 略

5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第1項第2号、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 略

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 略

(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

(3) 略

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(食事の提供の特例)

第16条 略

2 搬入施設は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

(1)～(3) 略

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6

改 正 案

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

（食事の提供の特例）

第16条 略

2 搬入施設は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

(1)～(3) 略

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

（連携施設に関する特例）

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6

現 行

条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第46条 第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。
この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「第43条に規定する保育所型事業所内保育事業を行う者（第46条において準用する次条及び第26条において「保育所型事業所内保育事業者」第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。

附 則

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

改 正 案

条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第4.6条 第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。
この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第43条に規定する保育所型事業所内保育事業を行う者(第46条において準用する次条及び第26条において「保育所型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。

附 則

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者(次項において「施設等」という。)が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)、第29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1号(調理設備に係る部分に限る。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第34条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第43条第1号(調理室に係る部分に限る。))及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))並びに第47条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。))及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事

現

行

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

改 正 案

の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(保 育 課)

議案第 8 8 号

栃木市認定西方なかよしこども園条例の一部を改正する条例の
制定について

提案理由

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の全部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市認定西方なかよしこども園条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

引用規程を改めること。(第 5 条関係)

[参照条文]

議案第 8 5 号と同じ。

栃木市認定西方なかよしこども園条例の一部を改正する条例

現	行
---	---

(実施事業)

第 5 条 こども園は、次の事業を実施する。

(1) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号） に基づく教育及び保育の提供に関する事業

(2)・(3) 略

改 正 案

(実施事業)

第5条 こども園は、次の事業を実施する。

- (1) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）に基づく教育及び保育の提供に関する事業
- (2)・(3) 略

(建 築 課)

議案第 8 9 号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

接道規定に係る建築認定申請の手数料及び国際的規模に使用する仮設興行場等に係る建築許可申請の手数料を設けること。(別表第 2 関係)

[参照条文]

議案第 8 5 号と同じ。

議案第89号（建築課）

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

現 行		
別表第2（第2条関係）		
手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額
1～4 略	略	略
4の2 法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置指定	指定及び変更 廃止	50,000円 25,000円
5 法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	33,000円
6～30 略	略	略
31 法第85条第5項の規定に基づく許可	仮設建築物建築許可申請手数料	120,000円
32～52 略	略	略

改 正 案

別表第2 (第2条関係)

手数料を徴収する事項	手数料の名称及び区分	手数料の金額
1～4 略	略	略
4の2 法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置指定	指定及び変更 廃止	50,000円 25,000円
5 法第43条第2項第1号の規定に基づく認定	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	27,000円
5の2 法第43条第2項第2号の規定に基づく許可	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	33,000円
6～30 略	略	略
31 法第85条第5項の規定に基づく許可	仮設建築物建築許可申請手数料	120,000円
31の2 法第85条第6項の規定に基づく許可	仮設興行場等建築許可申請手数料	160,000円
32～52 略	略	略

(教育総務課)

議案第 90 号

栃木市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

奨学金に係る運用の見直しに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市奨学金貸付条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 奨学金の定義を改め、貸与奨学生の定義を加えること。(第2条関係)
- 2 貸与奨学生の資格を定めること。(第3条関係)

[参照条文]

議案第85号と同じ。

栃木市奨学金貸付条例の一部を改正する条例

現 行

(定義)

第2条 この条例において「奨学金」とは、栃木市奨学基金から貸付けを行う学資をいう。

2・3 略

4 略

(奨学生の資格)

第3条 奨学生は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 奨学金に類する他の学資の貸付けを受けていない者。ただし、定住促進奨学生を除く。

(8) 略

2 略

改 正 案

(定義)

第2条 この条例において「奨学金」とは、本市が貸付けを行う学資をいう。

2・3 略

4 この条例において「貸与奨学生」とは、栃木市奨学基金から奨学金の貸付けを受ける者をいう。

5 略

(奨学生の資格)

第3条 奨学生は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 貸与奨学生にあつては、奨学金に類する他の学資の貸付けを受けていない者

(8) 略

2 略

(福祉総務課)

議案第 9 1 号

栃木市災害見舞金支給の特例に関する条例を廃止する条例の制定について

提案理由

平成 2 7 年 9 月に発生した台風第 1 8 号による災害の被災者に対する災害見舞金の支給の特例を廃止するため、栃木市災害見舞金支給の特例に関する条例を廃止することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 8 5 号と同じ。

(福祉総務課)

議案第92号

工事請負契約の締結について

提案理由

工事請負契約を栃木市都賀町大橋256番地1ワタナベ・大澤特定建設工事共同企業体代表者株式会社ワタナベ土木代表取締役平山研史と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規

定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(参考)

工事名 北部健康福祉センター（仮称）新築建築工事

工事場所 栃木市西方町本城地内

工事概要 建築工事

集会所棟 鉄筋コンクリート造 2階建て

・延床面積 1,659.76㎡

健康増進棟 鉄筋コンクリート造 平屋建て (BF、PHF)

・延床面積 1,094.57㎡

駐輪場 鉄骨造 平屋建て

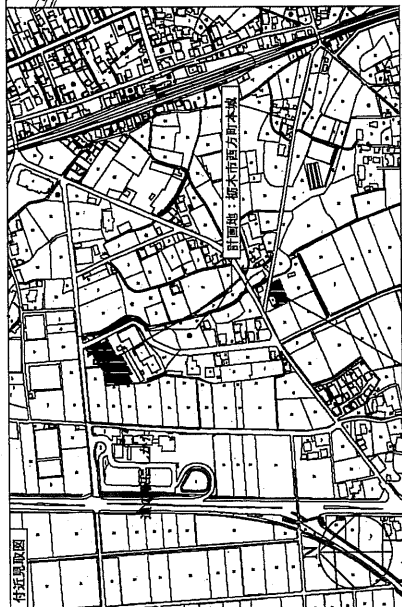
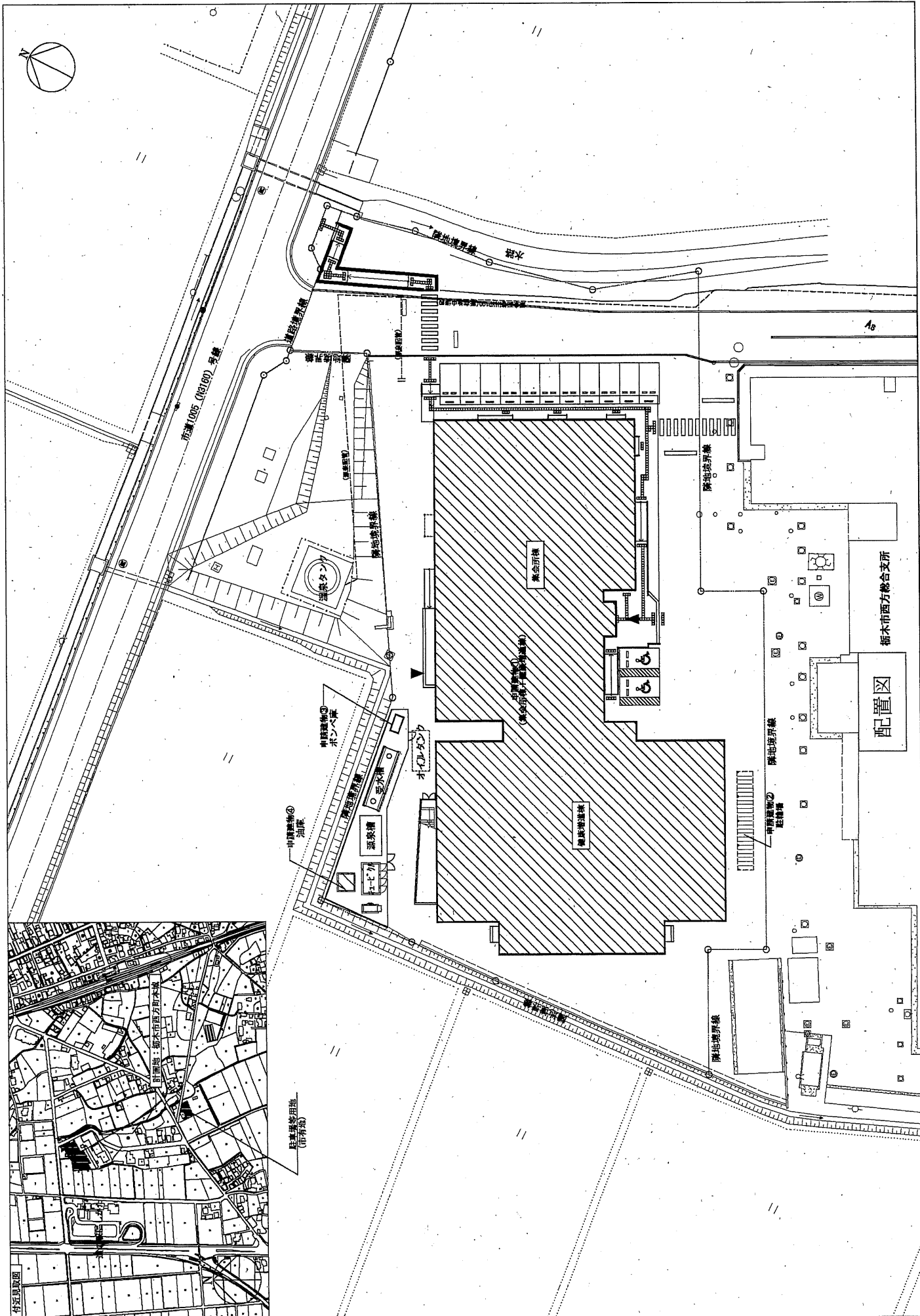
・延床面積 24.20㎡

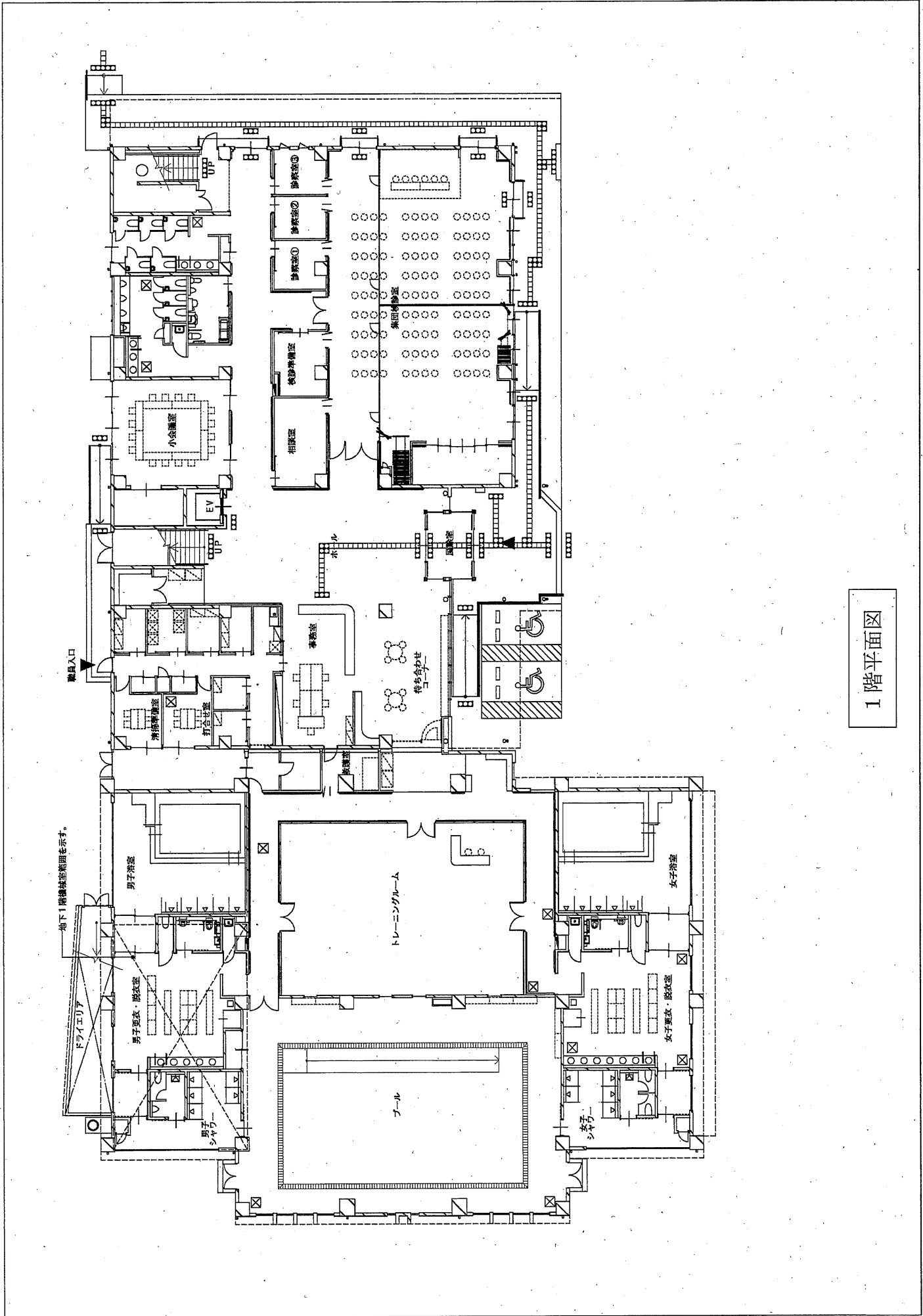
油庫 鉄骨造 平屋建て

・延床面積 4.00㎡

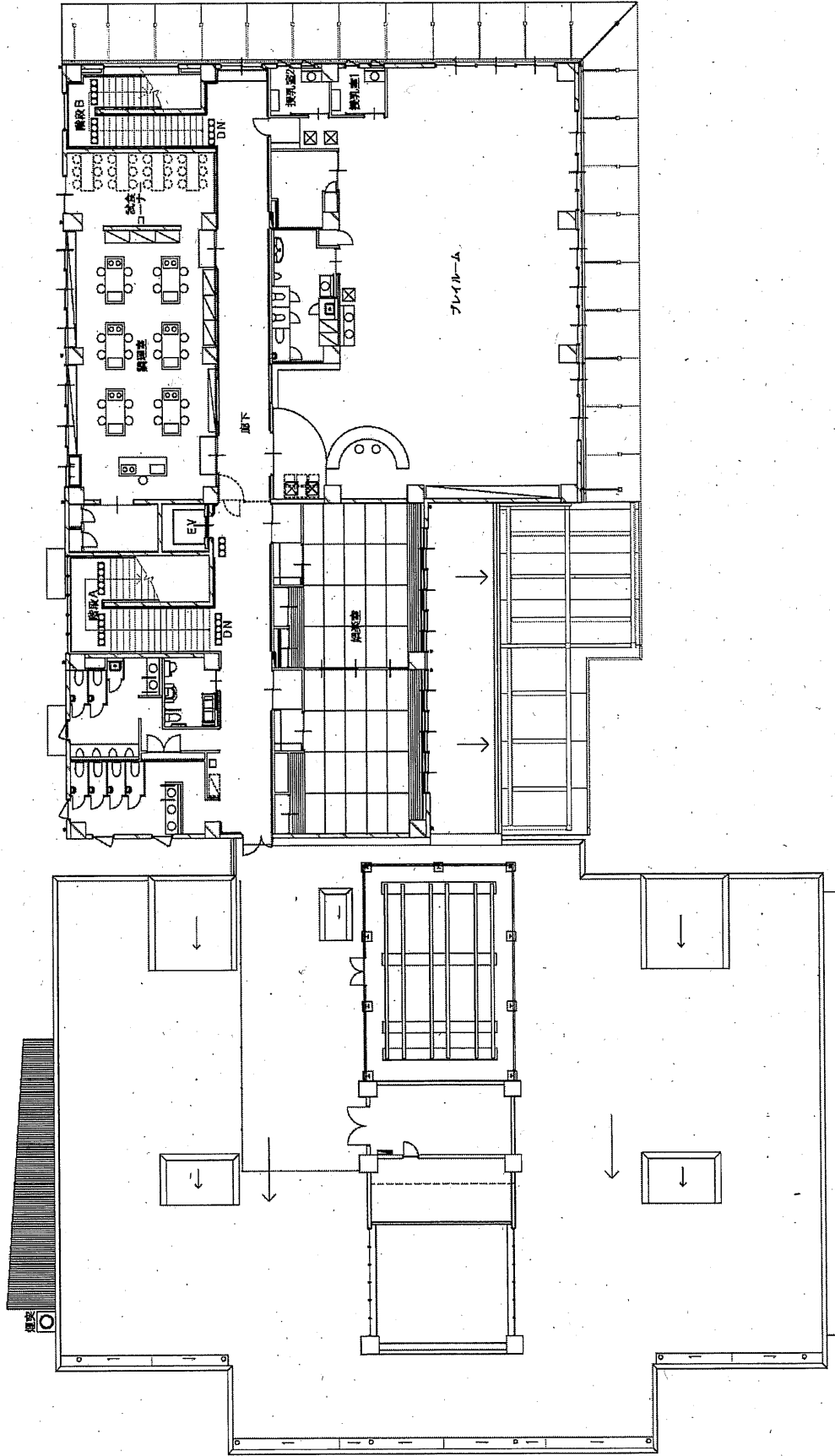
ポンベ庫 鉄骨造 平屋建て

・延床面積 2.00㎡

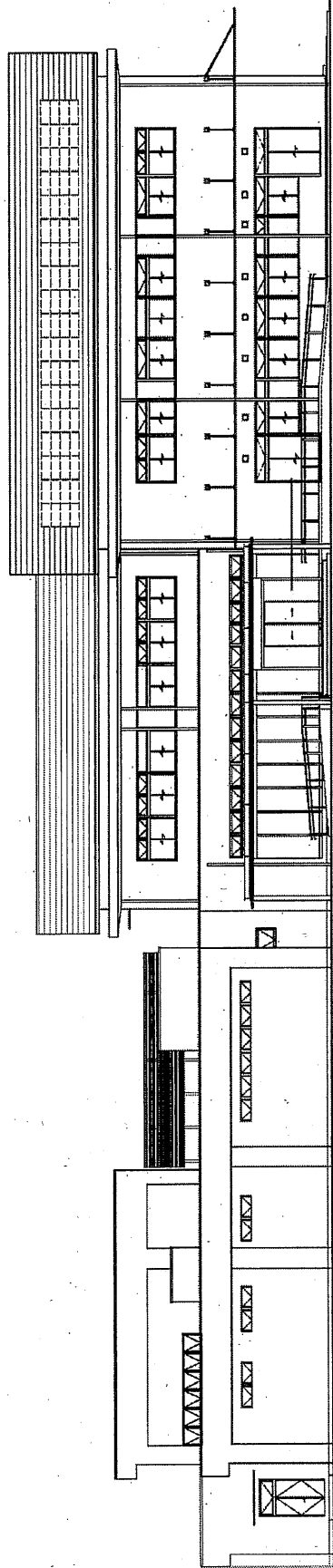




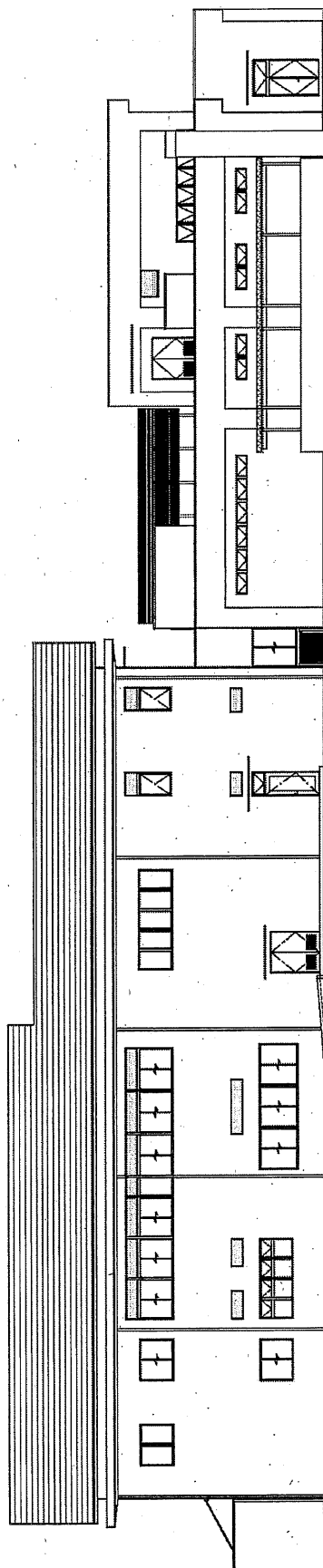
1階平面図



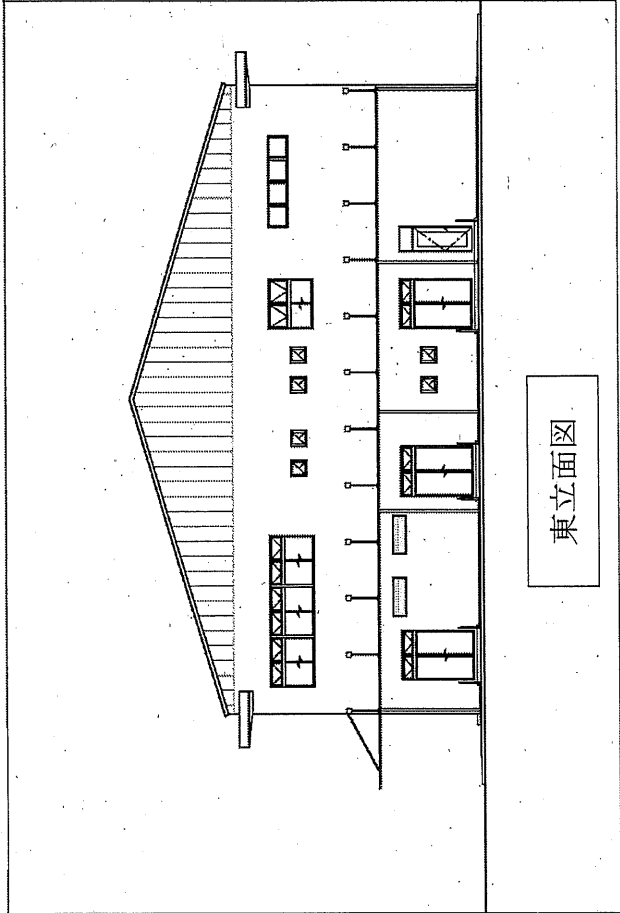
2階平面図



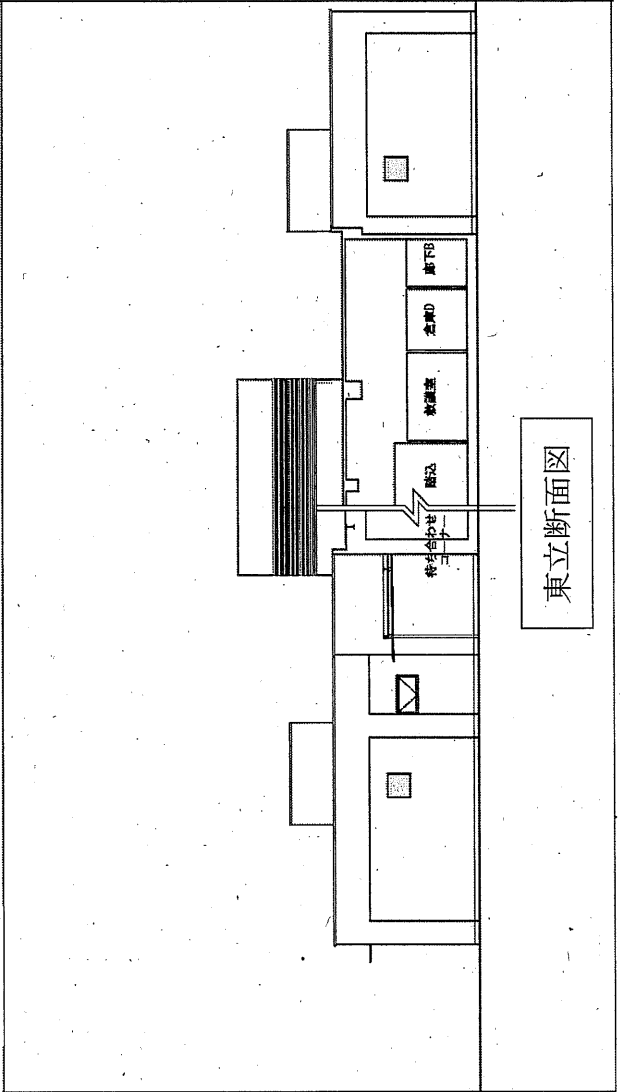
南立面图



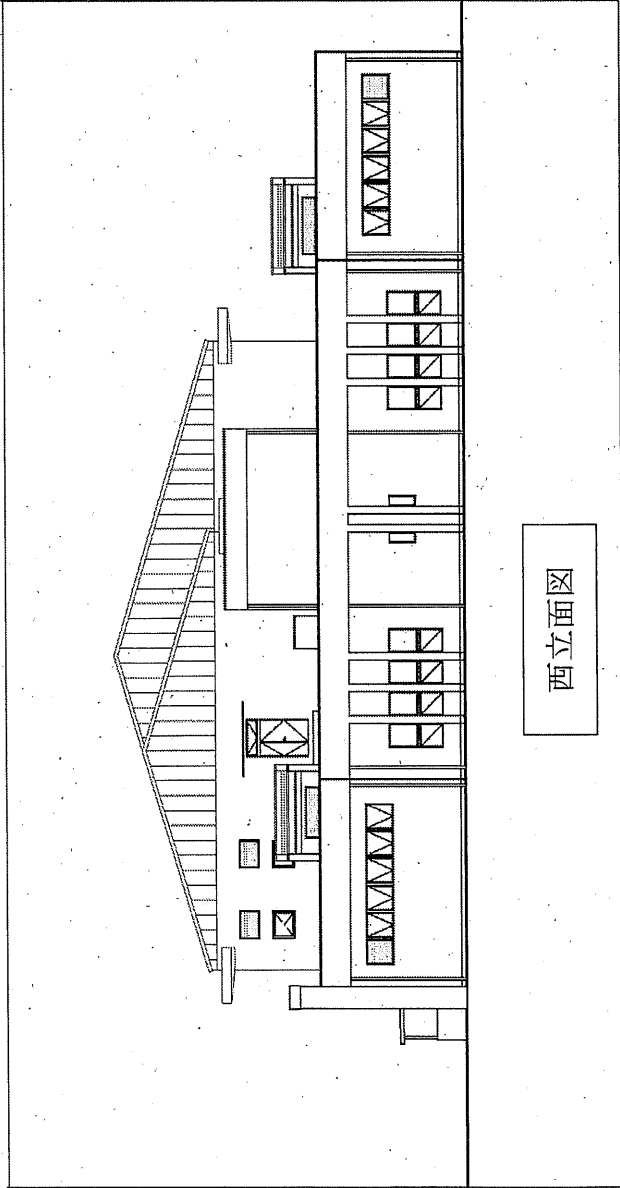
北立面图



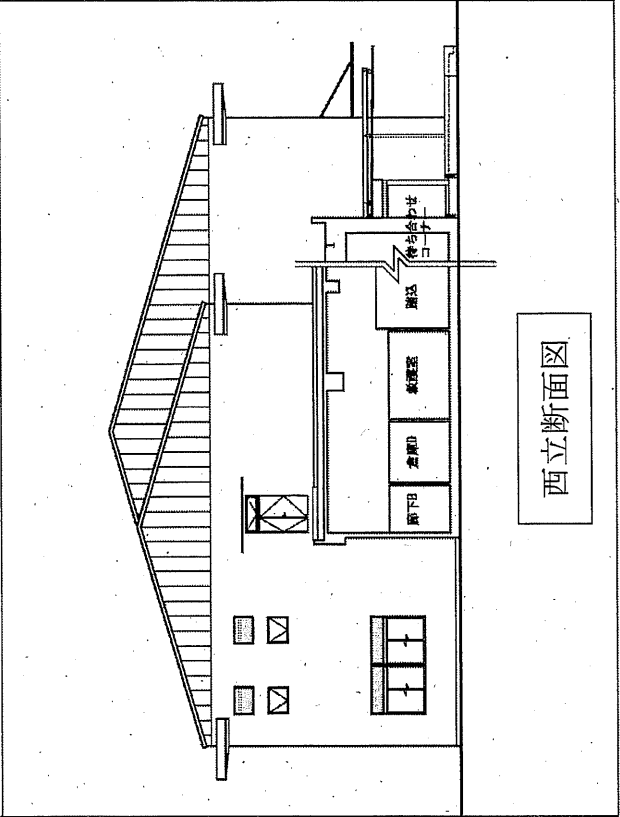
東立面図



東立面図



西立面図



西立面図

(福祉総務課)

議案第93号

工事請負契約の締結について

提案理由

工事請負契約を栃木市平井町523番地7大興・荒井特定建設工事共同企業体代表者大興電気工業株式会社代表取締役小林誠と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第92号と同じ。

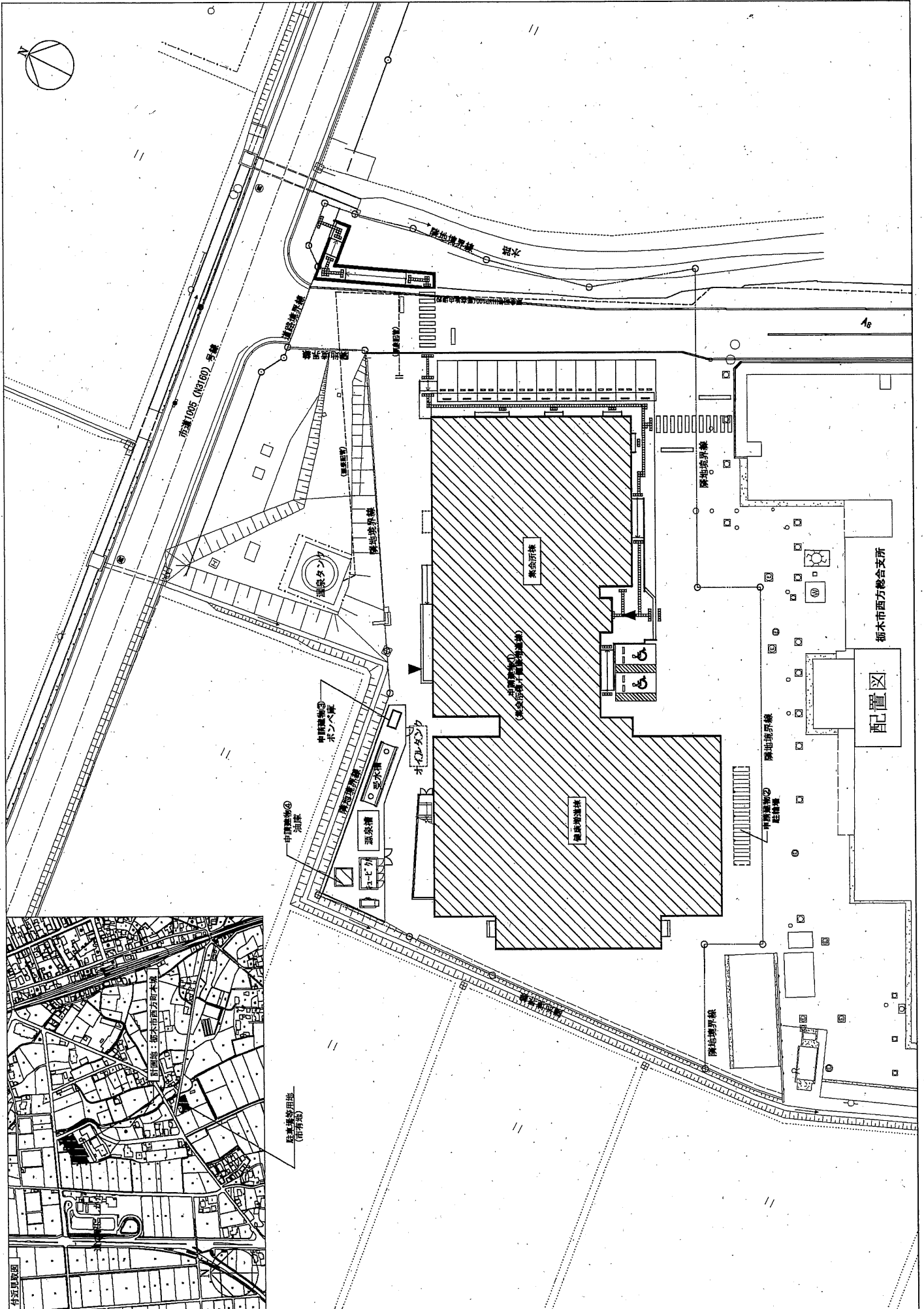
(参考)

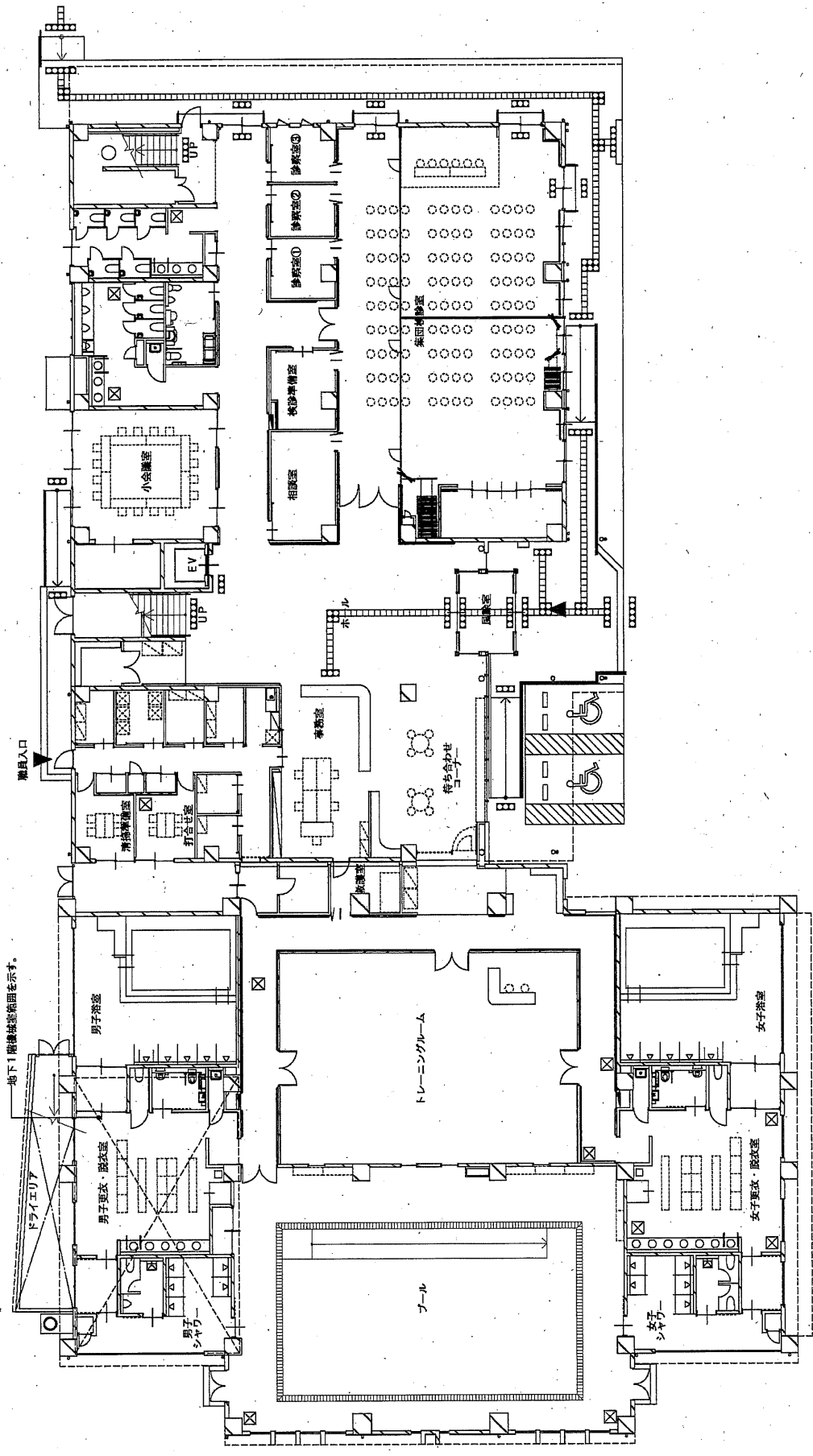
工 事 名 北部健康福祉センター（仮称）新築電気設備工事

工事場所 栃木市西方町本城地内

工事概要 電気設備工事

電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備、自家発電設備、太陽光発電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、警備用配管設備、火災報知設備、構内配電線路設備、構内通信線路設備

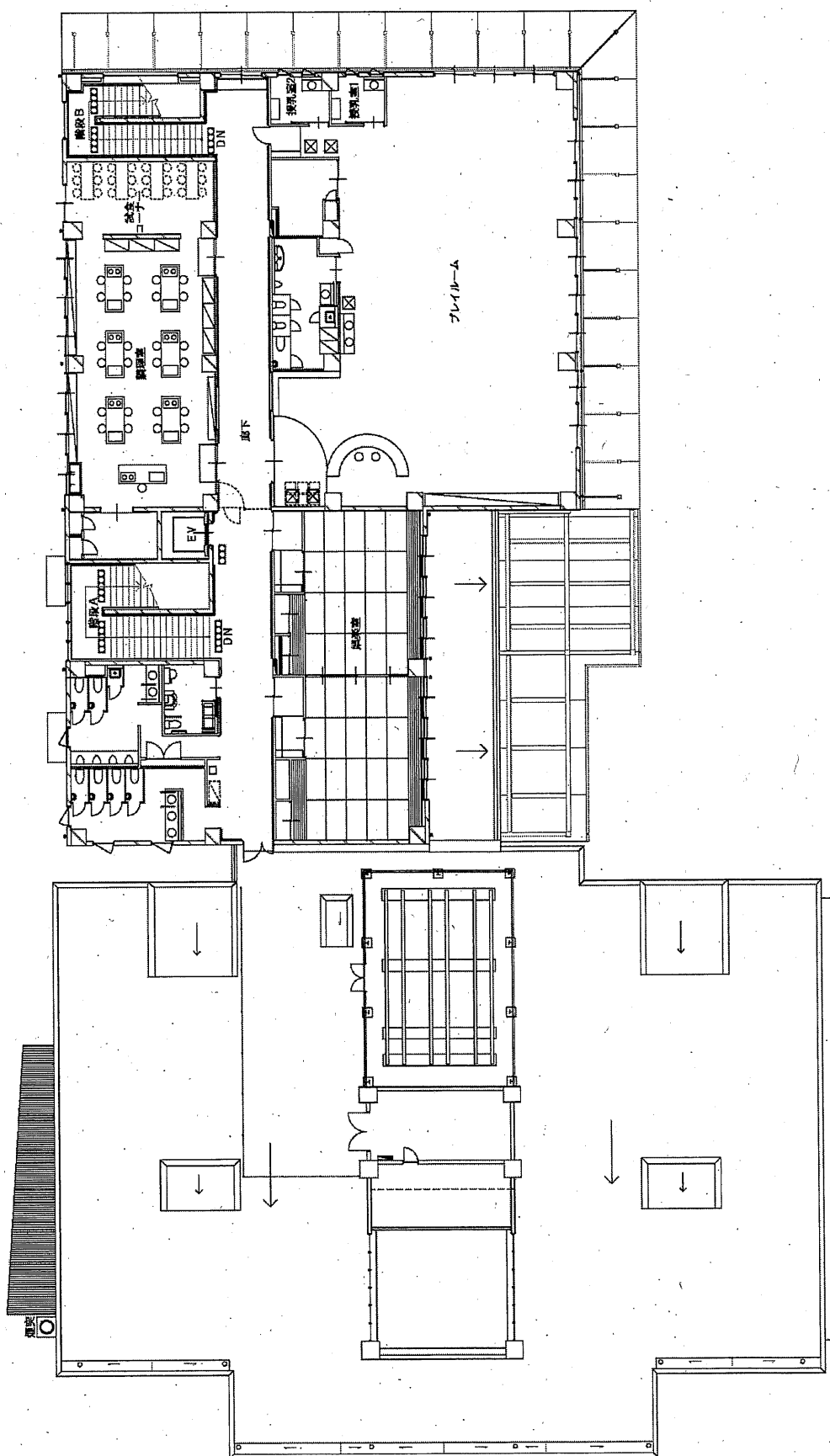




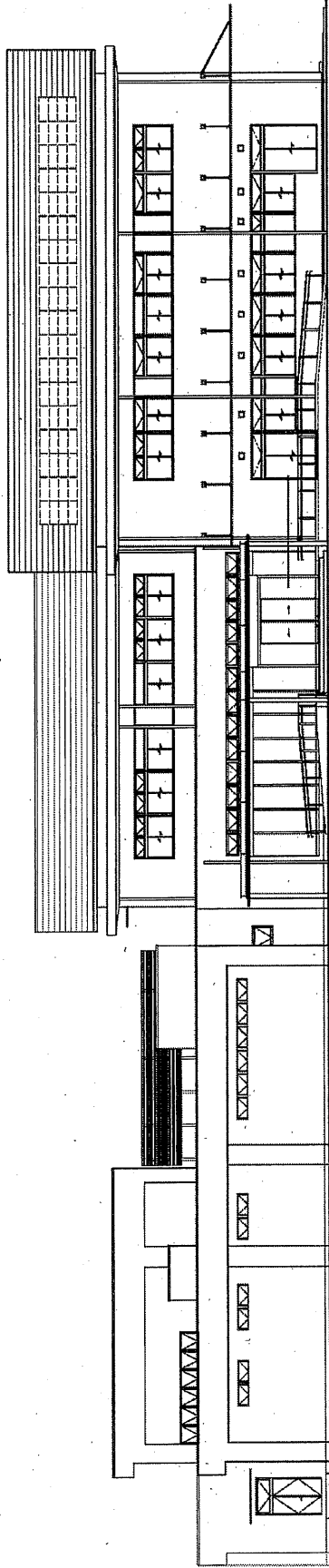
地下1階特殊室範囲を示す。

職員入口

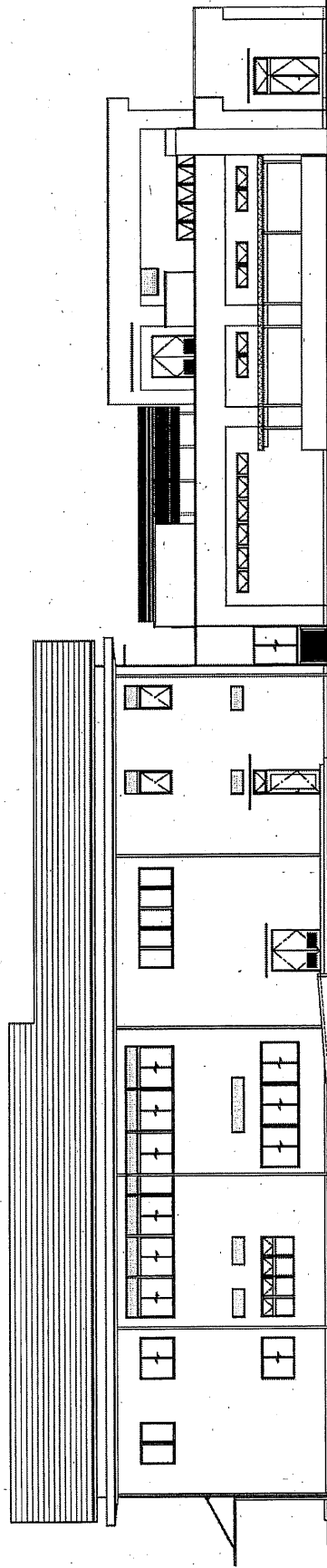
1階平面図



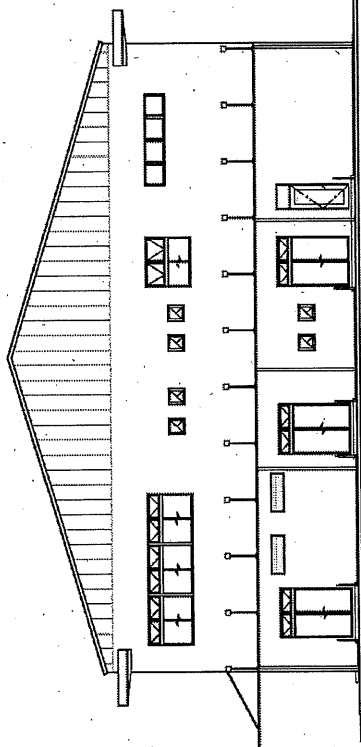
2階平面図



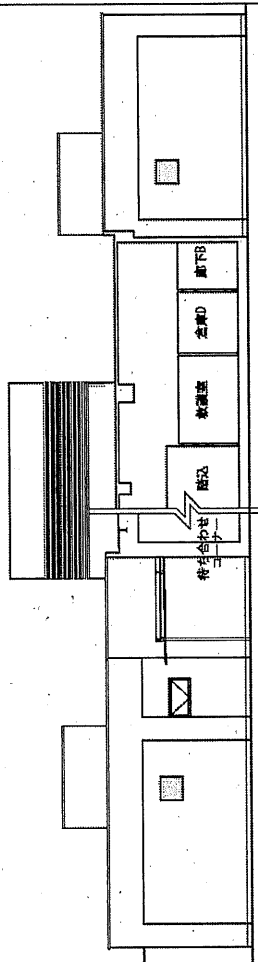
南立面图



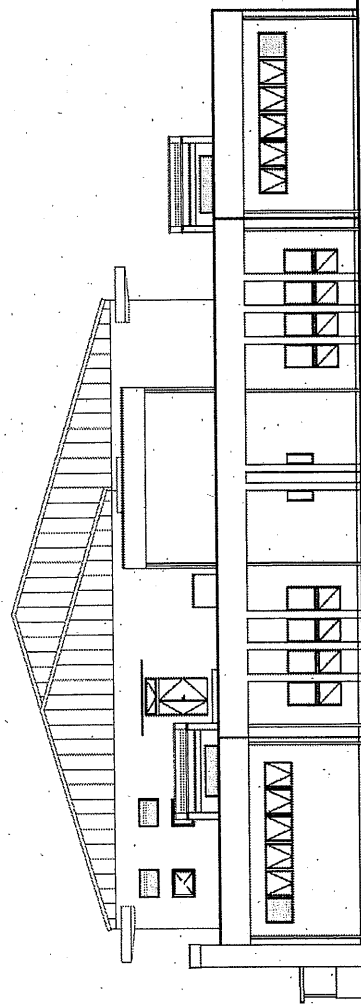
北立面图



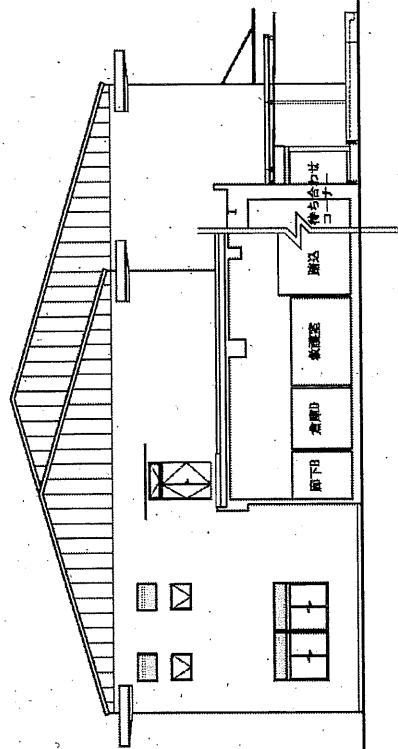
東立面図



東立面図



西立面図



西立面図

(福祉総務課)

議案第94号

工事請負契約の締結について

提案理由

工事請負契約を栃木市大平町榎本919番地1サルカン・セキネ特定建設工事共同企業体代表者株式会社サルカン代表取締役猿山正和と締結することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

議案第92号と同じ。

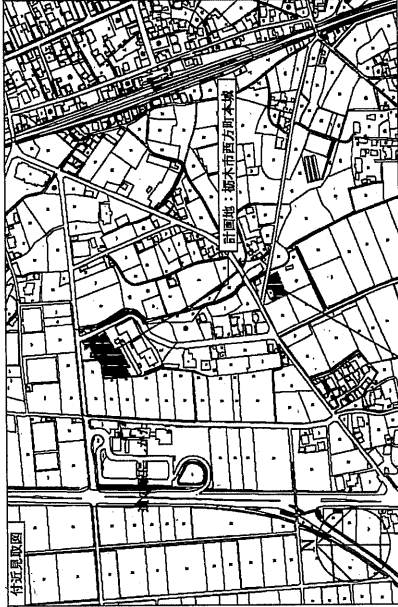
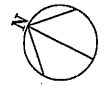
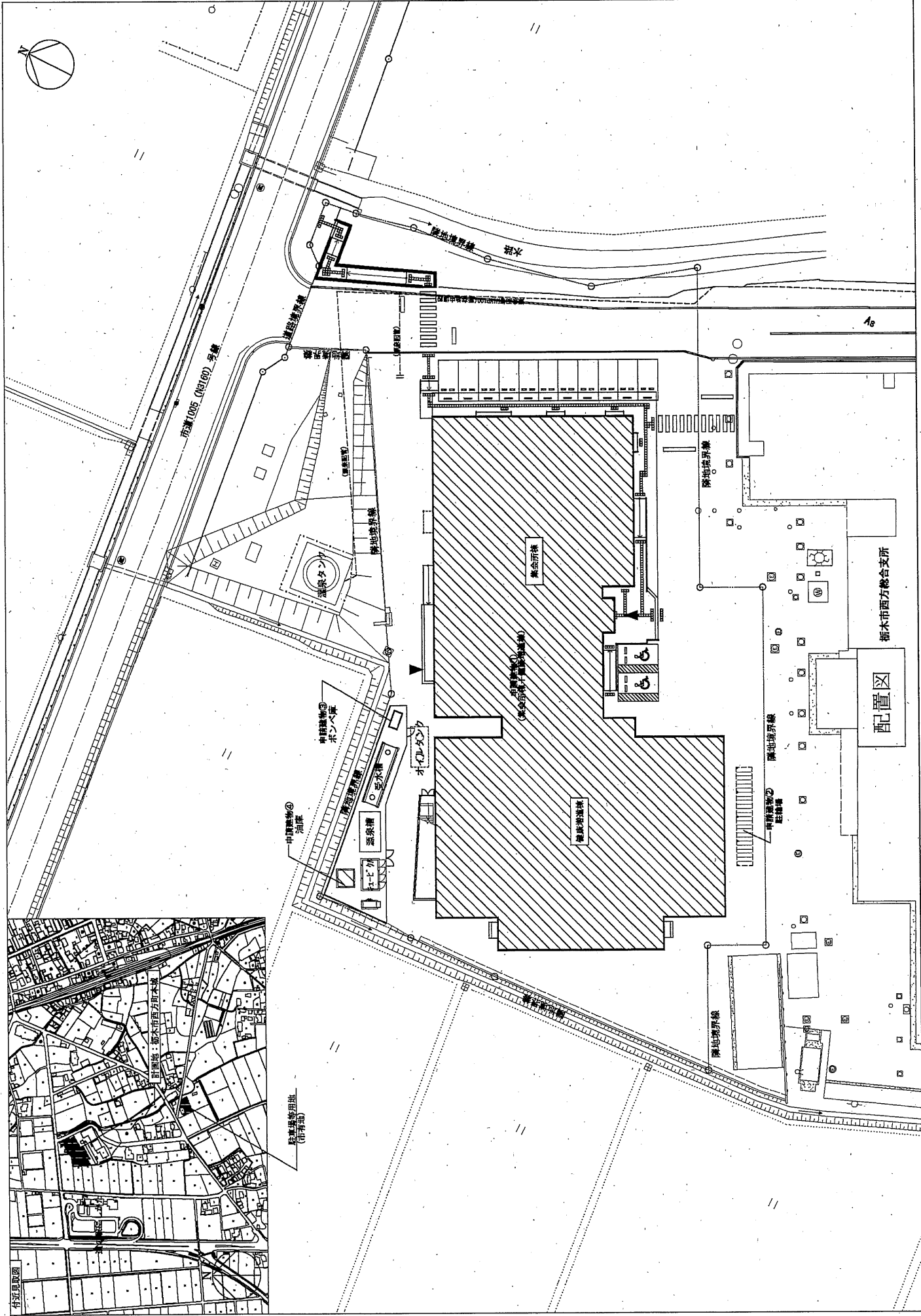
(参考)

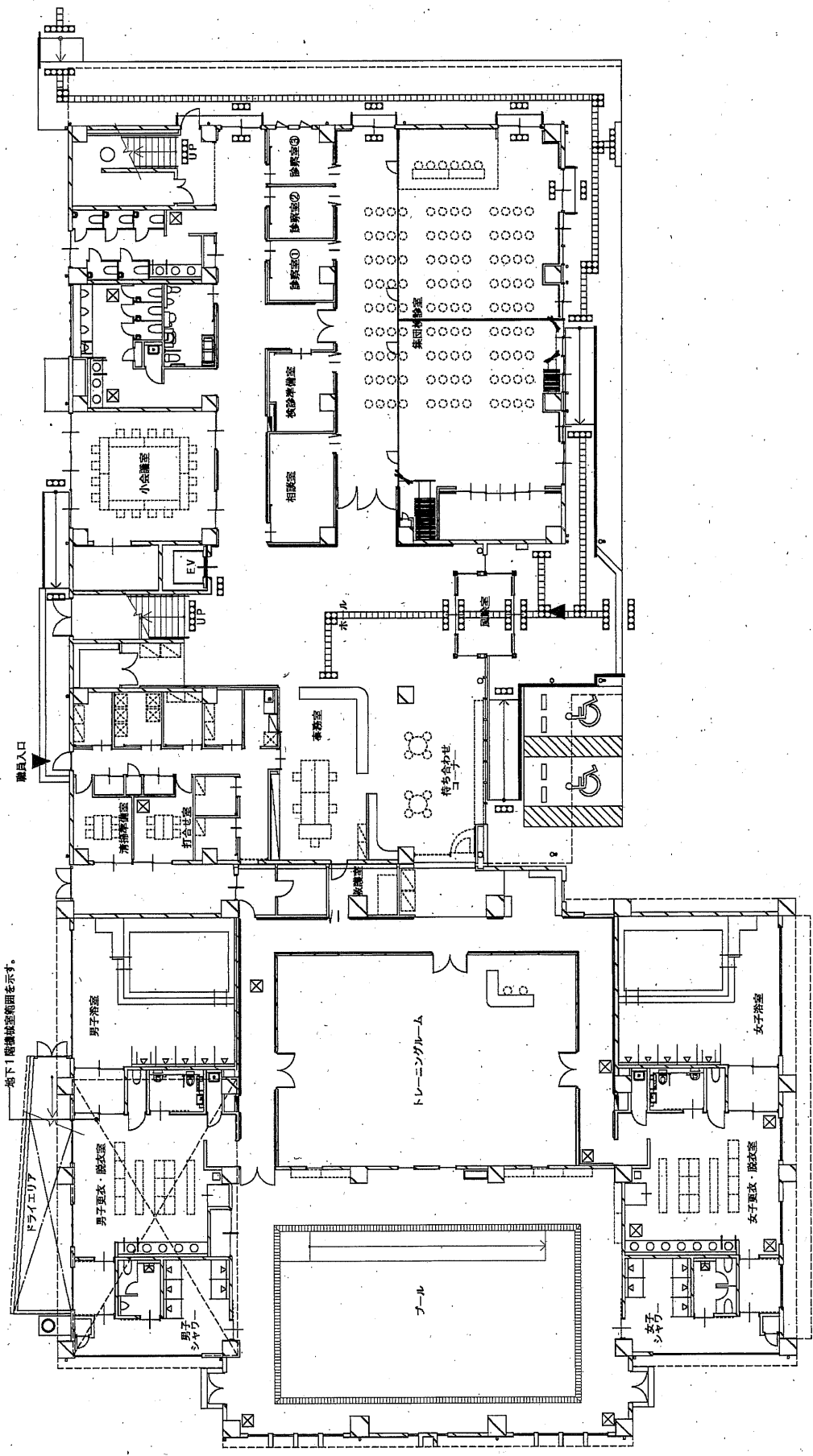
工事名 北部健康福祉センター（仮称）新築機械設備工事

工事場所 栃木市西方町本城地内

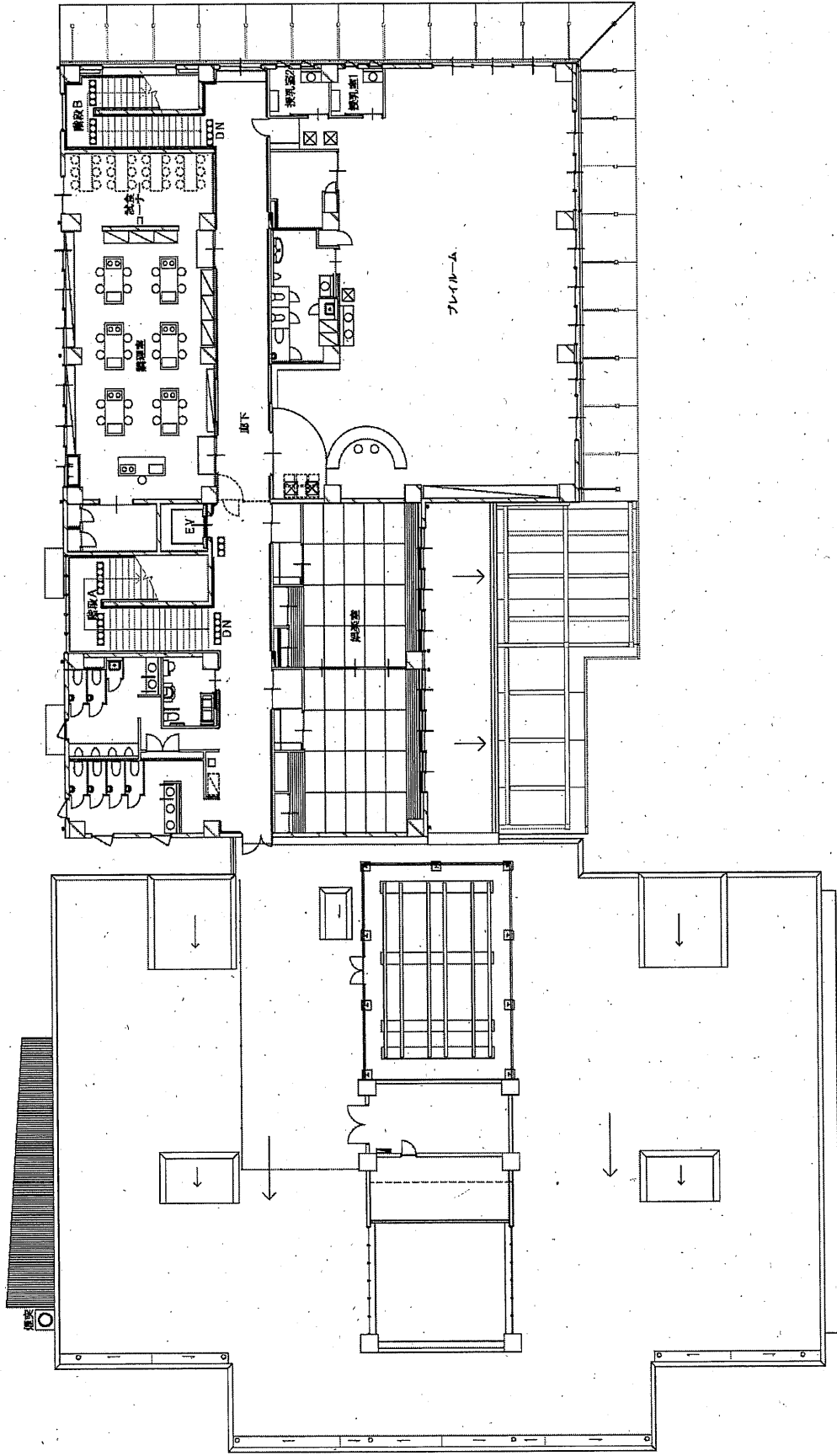
工事概要 機械設備工事

空気調和設備、換気設備、自動制御設備、床暖房設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、濾過設備

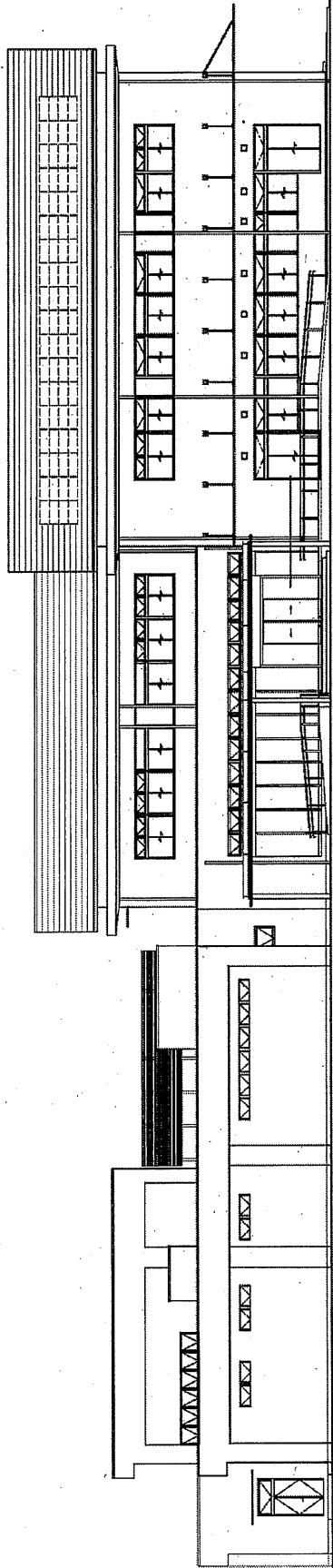




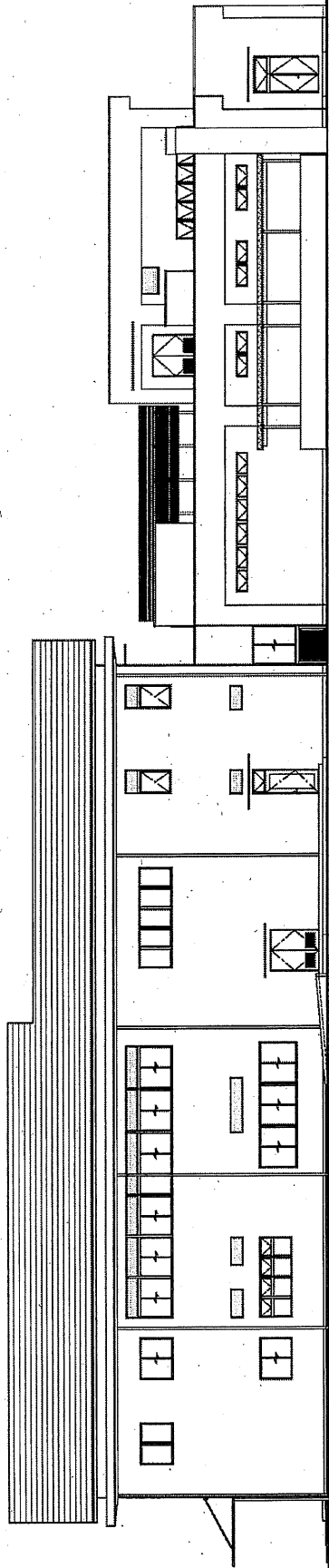
1 階平面図



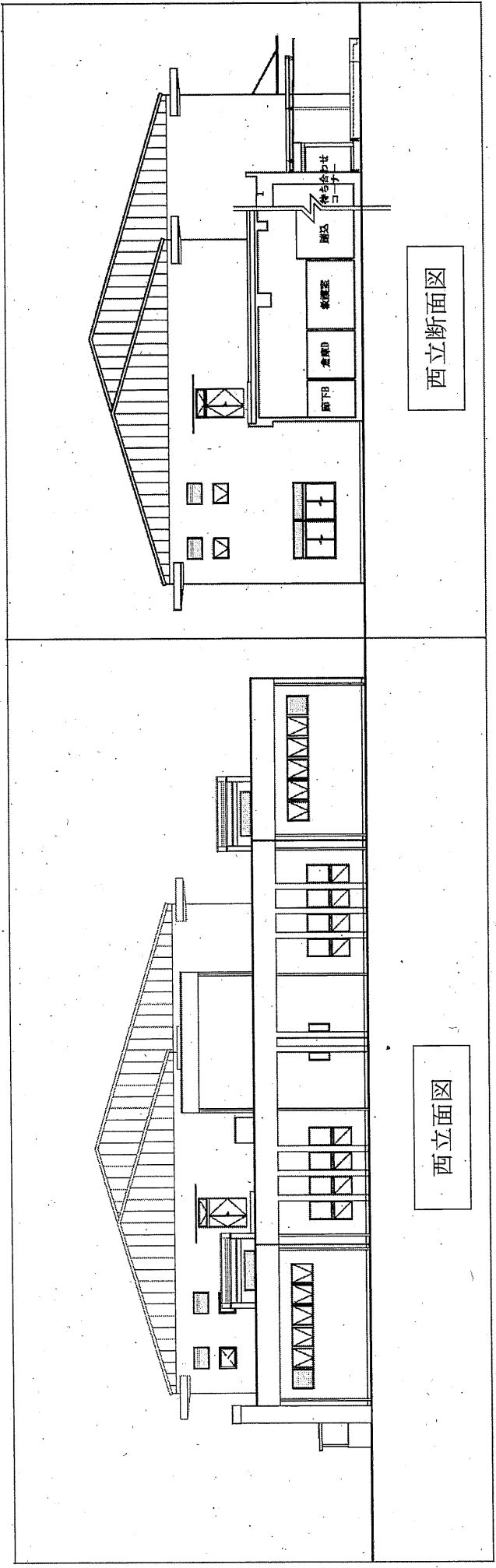
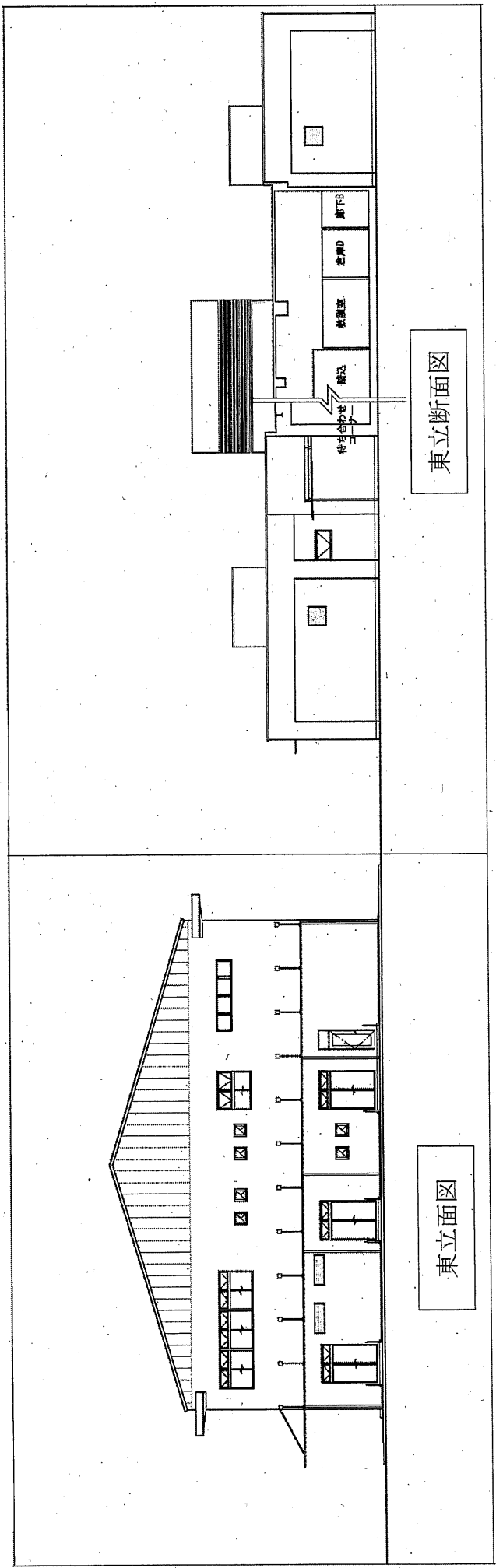
2階平面図



南立面图



北立面图



財産の取得について

提案理由

栃木市消防署西方分署に配備中の高規格救急自動車 1 台が老朽化したため、高規格救急自動車 1 台を購入することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前 2 号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関

する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決に付さ

なければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(産業基盤整備課)

議案第 9 6 号

財産の処分について

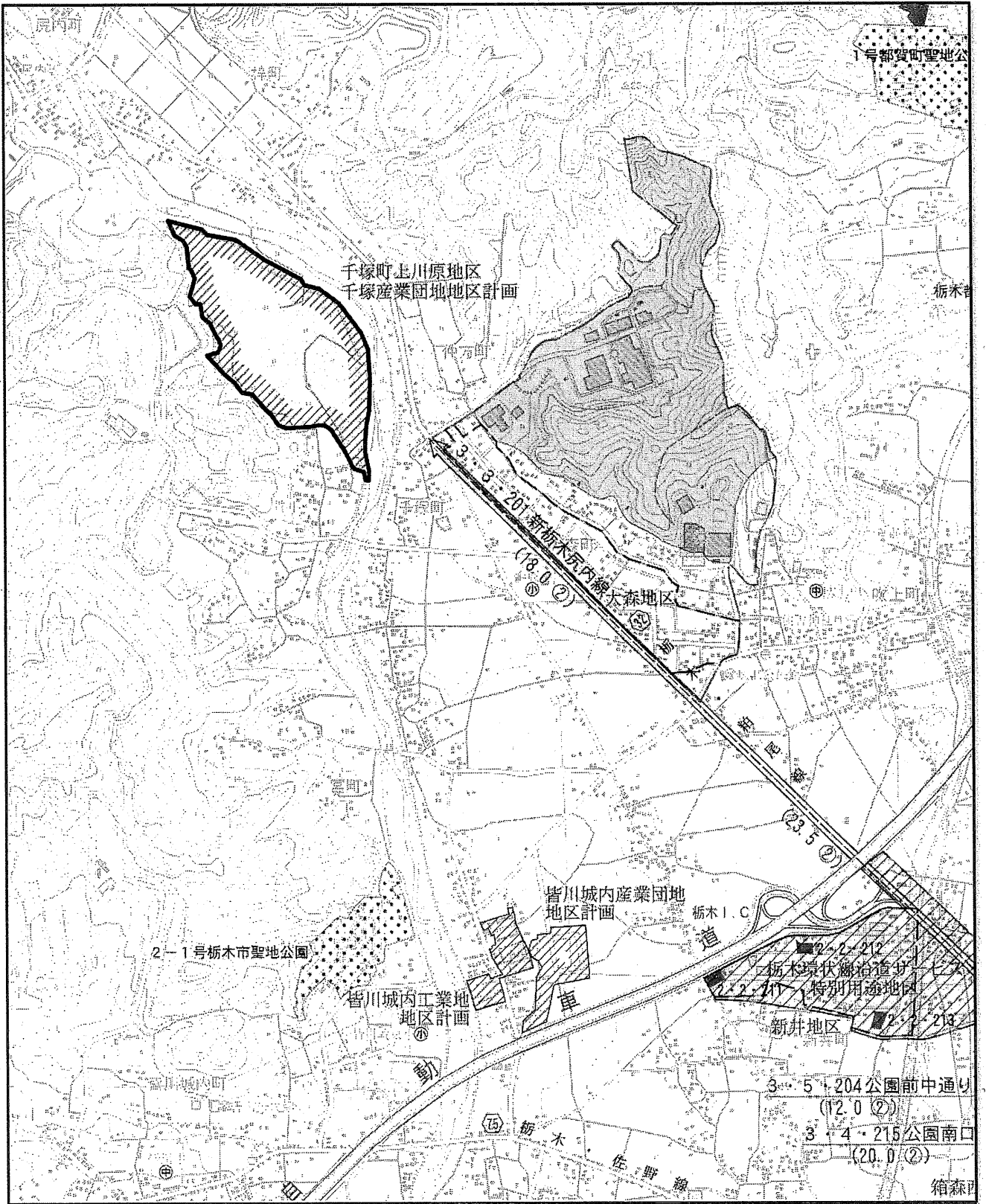
提案理由

栃木市千塚町地内の土地を日本モールド工業株式会社に売却することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

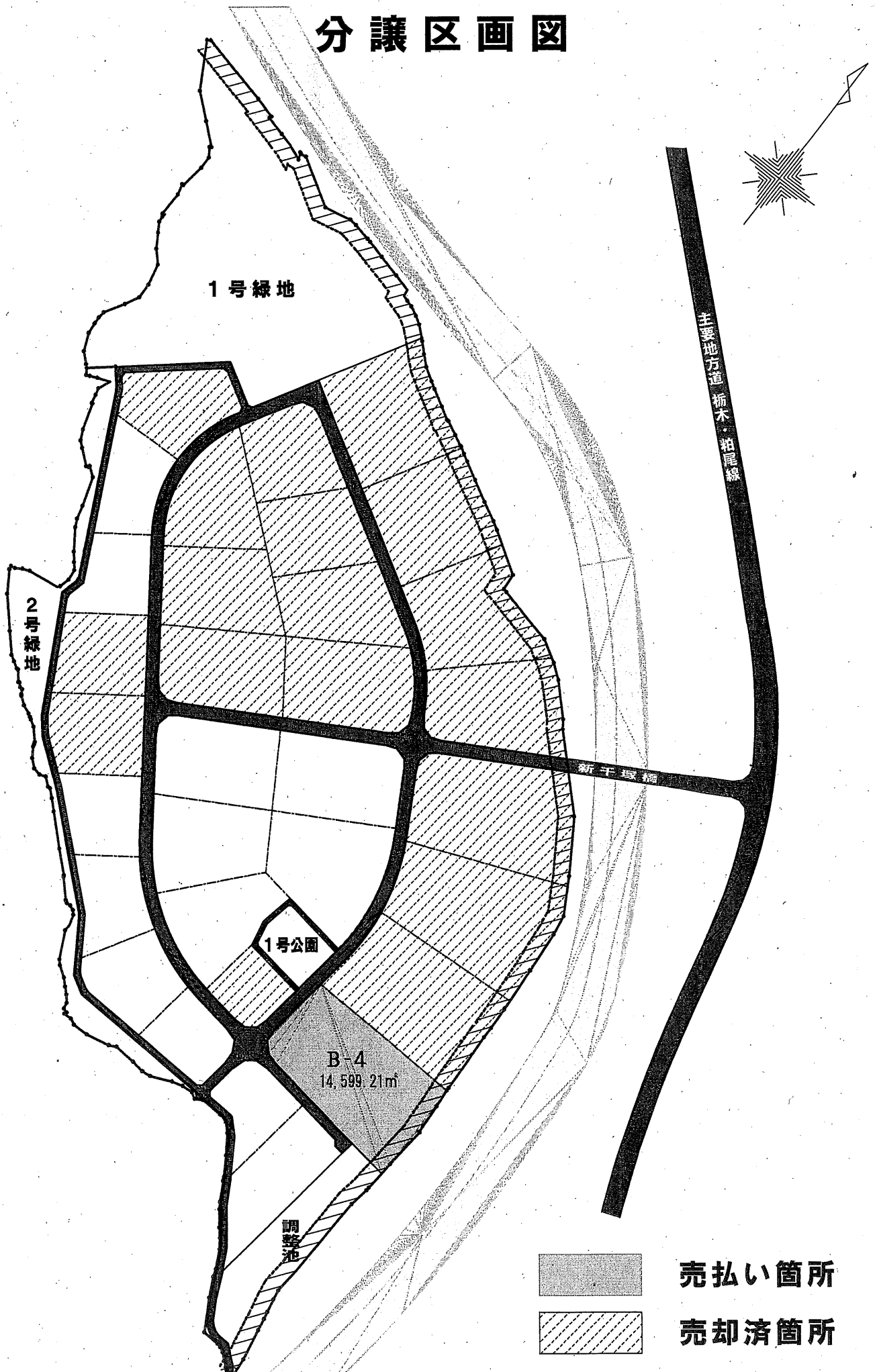
[参照条文]

議案第 9 5 号と同じ。

位置図



分譲区画図



(産業基盤整備課)

議案第 97 号

財産の処分について

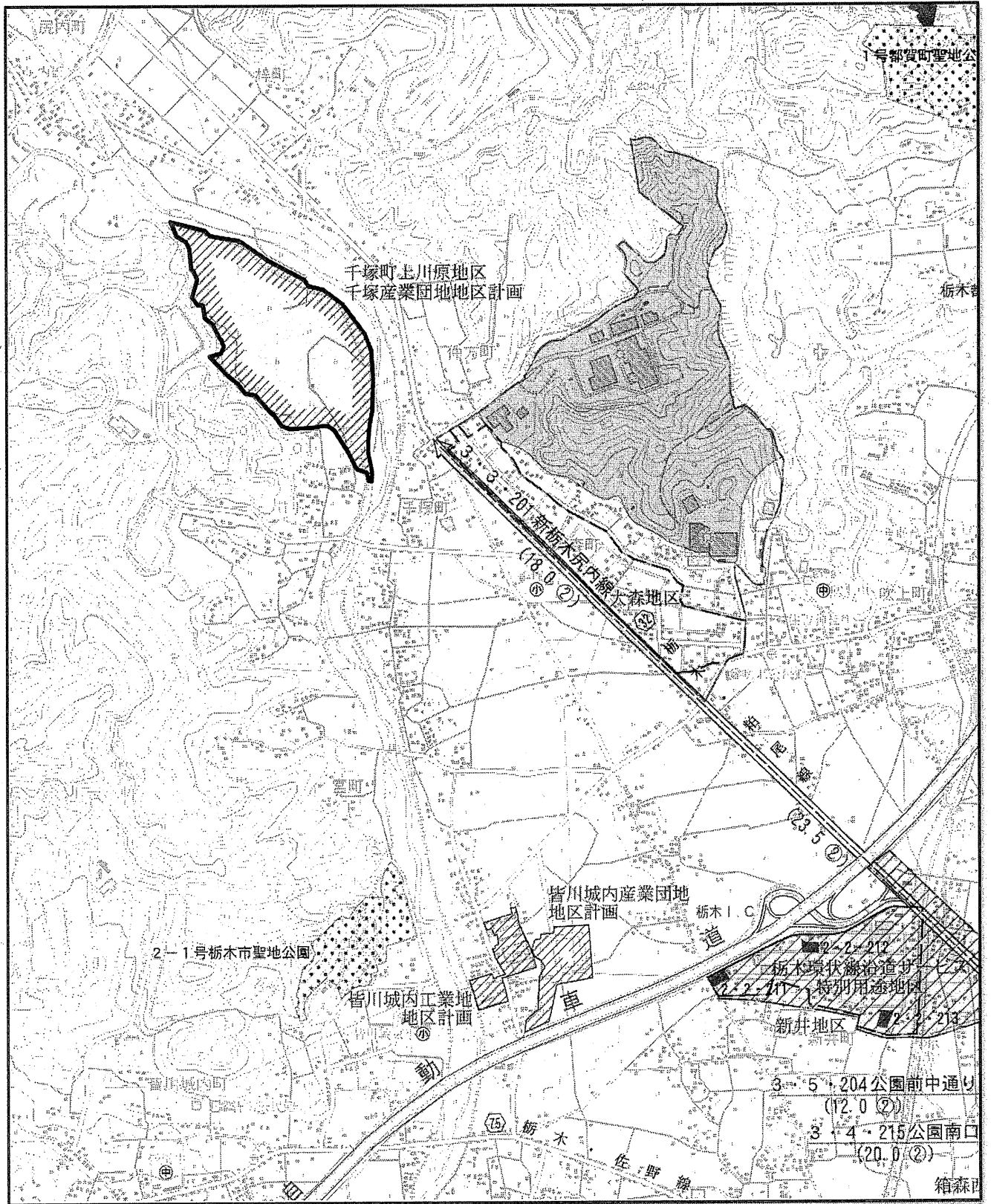
提案理由

栃木市千塚町地内の土地を井上特殊鋼株式会社に売却することについて、
地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

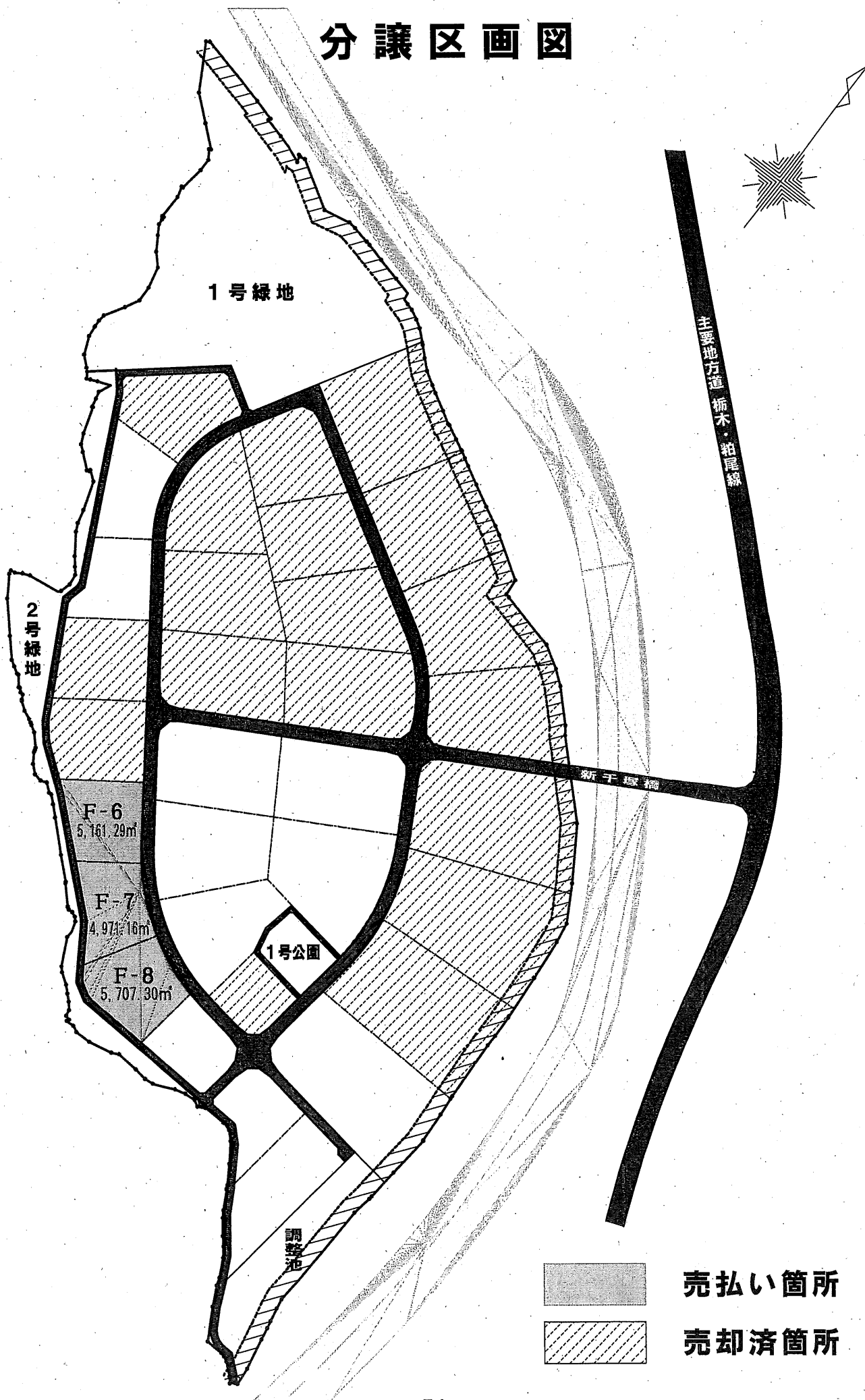
〔参照条文〕

議案第 95 号と同じ。

位置図



分譲区画図



(企業経営課)

議案第98号

平成29年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について

提案理由

平成29年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金937,607,153円のうち500,000,000円を資本金に組み入れ、437,607,153円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方公営企業法抜粋

(剰余金の処分等)

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3 以下略

平成 29 年度 栃木市水道事業 剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	9,930,448,573	2,273,712	937,607,153
議会の議決による処分類	500,000,000	0	△ 937,607,153
資本金	500,000,000	0	△ 500,000,000
減債積立金	0	0	△ 437,607,153
建設改良積立金	0	0	0
処分後残高	10,430,448,573	2,273,712	(繰越利益剰余金) 0

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員26名のうち、佐山和江氏が平成30年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

[参照条文]

人権擁護委員法抜粋

(委員の使命)

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあっては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

(委員の欠格条項)

第7条 左の各号のいずれかに該当する者は、人権擁護委員になることはできない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 前号に該当する者を除くほか、人権の侵犯に当たる犯罪行為のあった者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 人権擁護委員が、前項各号の一に該当するに至ったときは、当然失職する。

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

佐山和江氏の略歴

住 所 栃木市倭町11番6号

生年月日 昭和29年6月3日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第100号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員26名のうち、鮎田博氏が平成30年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

[参照条文]

議案第99号と同じ。

鮎田博氏の略歴

住 所 栃木市西方町金崎340番地1

生年月日 昭和18年12月2日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第101号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員26名のうち、菊地由起氏が平成30年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第99号と同じ。

菊地由起氏の略歴

住 所 栃木市大平町下皆川3番地6

生年月日 昭和34年12月26日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第102号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員26名のうち、熊倉陽子氏が平成30年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第99号と同じ。















熊倉陽子氏の略歴

住 所 栃木市梅沢町743番地1

生年月日 昭和25年4月11日



主 な 経 歴

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第 1 0 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員 26 名のうち、三澤義久氏が平成 30 年 12 月 31 日をもって任期満了となるので、後任委員の候補者に大阿久功子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 99 号と同じ。

大 阿 久 功 子 氏 の 略 歴

住 所 栃木市西方町金井292番地2

生年月日 昭和31年3月29日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

(人権・男女共同参画課)

議案第 1 0 4 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

提案理由

本市の人権擁護委員 26 名のうち、岸仁一氏が平成 30 年 12 月 31 日をもって任期満了となるので、後任委員の候補者に臼井春江氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 99 号と同じ。

白井春江氏の略歴

住 所 栃木市尻内町665番地4

生年月日 昭和32年2月9日

[Redacted]

主 な 経 歴

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)